

超保険用

保険証券（保険契約継続証・変更手続き完了のお知らせ）に「地震噴火津波車両全損一時金特約」と表示されている場合は、以下の特約がセットされます。

地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

(1) 当社は、この特約により、下表のいずれかに該当する事由によってご契約のお車に損害が生じ、全損となった場合には、被保険者が臨時に必要な費用に対し、1回の事故について、50万円(*1)を地震・噴火・津波危険車両全損時一時金として支払います。

①	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
②	次のいずれかに該当する事由 ア. ①の事由によって発生した事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、ご契約のお車に生じた損害の直接の原因となった事故の①の事由による拡大(*2) ウ. ①の事由に伴う秩序の混乱

(2) この特約において全損とは、ご契約のお車の損害の状態が下表のいずれかに該当する場合をいいます。なお、ご契約のお車について①から④までに掲げる部品の名称が異なる場合は、その部品と同一箇所にある同等の機能を有する部品について判定します。

①	次のア.からイ.までの条件をすべて満たす場合 ア. ルーフの著しい損傷(*3)が生じたこと。 イ. 3本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。 ウ. 前面ガラス、後面ガラスおよび左右いずれかのドアガラスの損傷が生じたこと。
②	次のア.からイ.までの条件をすべて満たす場合 ア. 2本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。 イ. サイドシルの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。 ウ. 座席の著しい損傷(*3)が生じたこと。
③	次のア.からイ.までのいずれかの損傷が生じ、走行が困難な場合 ア. 前の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷(*3) イ. 後の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷(*3) ウ. 前の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷(*3) エ. 後の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷(*3)
④	次のア.またはイ.の場合 ア. 原動機のシリンダーに著しい損傷(*3)が生じ、原動機の始動が著しく困難な場合 イ. 電気自動車の駆動用電気装置の電池部分に著しい損傷(*3)が生じ、駆動用電気装置の始動が著しく困難な場合
⑤	流失または埋没し発見されなかった場合
⑥	運転者席の座面を超える浸水を被った場合
⑦	全焼した場合
⑧	①から⑦までのほか、損傷を修理することができない場合で廃車を行ったとき

(3) 当社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってご契約のお車に損害が生じ、全損となった場合において、その損害を損害が生じる直前の状態(*4)に復旧する前に、別の地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってご契約のお車に損害が生じたときは、別の地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってご契約のお車に生じた損害に対しては、(1)の規定を適用しません。

(4) 普通保険約款基本条項のご契約のお車の入替に関する規定によりご契約のお車が入替えられた場合は、当社は、ご契約のお車ごとに(3)の規定を適用します。

(5) この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	ルーフ	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、屋根部分をいいます。

②	ピラー	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、ルーフを支える窓柱部分をいいます。
③	サイドシル	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、ドア開口部の下端部を構成する部品をいいます。
④	サスペンション	自動車が走行中に車輪を通じて路面から受ける衝撃や振動を緩和する緩衝機構と、アクスル（車軸）と車体を連結しているリンク機構を一括してサスペンションといい、この特約ではそれらの機構を構成する部品の総称をいいます。
⑤	フレーム	自動車を走行させるために必要な動力伝達装置、サスペンション、かじ取り装置および制動装置を取り付けるための車枠をいいます。
⑥	車体底部	モノコックボデーの場合、自動車のボデーを構成する一部であり、フロア部分の総称をいいます。フレーム式ボデーの場合、骨組みであるフレーム自体の下面部分および、自動車のボデーのフロア部分の総称をいいます。
⑦	原動機のシリンダー	エンジンの内部部品であり、燃焼室を構成する筒状の部品をいいます。
⑧	モノコックボデー	フレームとボデーが一体構造となっているものをいいます。
⑨	フレーム式ボデー	フレームとボデーが分離構造となっているものをいいます。
⑩	ボデー	自動車の車体のことをいいます。
⑪	フロア	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、車体の床板部分をいいます。

(*1) 保険金額(*5)が50万円に満たない場合は、保険金額(*5)を限度とします。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 著しい損傷とは、それぞれの部品において、その一部の交換または補修では原状回復できず、部品全体の交換を必要とする損傷をいいます。なお、サスペンションについては、構成する部品の大部分に交換を必要とする程度の損傷をいいます。また、原動機のシリンダーについては、原動機外観の損傷状態より、原動機のシリンダーの損傷が推定できる場合を含みます。

(*4) 損害が生じる直前の状態とは、構造、質、用途、規模、型、能力等において損害が生じる直前と同一の状態をいいます。

(*5) 保険金額とは、車両保険契約における保険証券記載の保険金額をいいます。

第3条（被保険者）

この特約において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. ご契約のお車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子。ただし、被保険者または保険金の受取人に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ②および③の事由によって発生した事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、第2条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害の直接の原因となった事故の②および③の事由による拡大(*4) ウ. ②および③の事由に伴う秩序の混乱
⑤	差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。 ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
⑥	詐欺または横領

(*1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(*3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*4) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

第5条（保険金の支払）

地震・噴火・津波危険車両全損時一時金の請求に対し、下表の左欄の特別な調査が不可欠な場合には、当会社は、

請求完了日(*1)からその日を含めて下表の右欄の日数を経過する日までに、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	365日
---	------

(*1) 被保険者が普通保険約款基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2)の手續を完了した日をいいます。

第6条（ご契約のお車が発見された場合の取扱い）

- (1) 第2条（この特約の補償内容）(2)の表の⑤の規定にしたがい地震・噴火・津波危険車両全損時一時金の請求を行った以降にご契約のお車が発見されたときは、被保険者は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。
- (2) 当社は、(1)の通知を受けた場合には、被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。
- (3) 当社は、(1)の通知を受けた場合には、被保険者に対して、保険金の返還を請求することができます。ただし、ご契約のお車の損害が第2条(2)の他の規定に該当する場合には、この規定は適用しません。

第7条（普通保険約款車両条項との関係）

この保険契約に普通保険約款総合自動車補償条項車両条項が適用されている場合において、ご契約のお車に生じた損害により同条項(*1)の保険金が支払われるときは、当社は、その損害に対しては、第2条（この特約の補償内容）の規定を適用しません。

(*1) 普通保険約款総合自動車補償条項車両条項に適用される他の特約を含みます。

第8条（運転者家族限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当社は、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約および運転者の年齢条件特約の規定は適用しません。

第9条（普通保険約款基本条項の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第4節第1条（保険金の請求）	車両条項	地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約
②	第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の②イ.	賠償責任条項第4条（お支払いする保険金）(1)の表の②の対人臨時費用保険金	地震・噴火・津波危険車両全損時一時金

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項(*1)の規定を準用します。

(*1) ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。